

田畑永代売禁令

一 身上能く百姓は田畑を買取、弥宜成、身不成者は田
島令、沽却、猶々身上不可成之間、向後田畑売買可多
停止一事

(古の禁令をおかした時の処分)

田畑永代売却御仕置

- 一 売主窄食之上追放、本人死候時は、子同罪。
- 一 買主過急窄、本人死候時ハ子同罪、但し買候田畑は
売主の御代官又は地頭に取上之。
- 一 証人過急窄、本人死候時は、子に構なし。

一 贖に取候者、作り取りにして贖に置候者より年貢相
勤候傳ハ、永代売買同然之御仕置、但し親類贖といふ。
右之通田畑永代売停止之旨被御出候。

寛永二十年の田畑永代売禁令から八十年後吉宗の時代には、この禁令は有名無実になつていた。売買は出来なかつたが、貸入れの形式は認められていた。貸流は出来なかつたが、結局は売々と同じで、田畑の移動兼併は行われていたと云ふことである。

(安部)

佐伯市史編纂のことと祭足す

八月二十四日、最初の編纂委員会

かねて各方面から希望されていた「佐伯市史」の編纂発行のこと、市制施行三十周年の行事として具体化し、山内武麒氏(外会賛助会員)と委員長とし、外十名の委員を以て祭足した。事務局を市公民館内に置き、市会相柴幹事が編集事務とすることとなつた。御協力下さい。

研究

八坂神社御神幸祭

佐伯地方の祭祀 (十一)

会員 五十川千代見

これは南海部郡弥生新大字江良の、祇園に鎮座する八坂神社(俗に祇園さんと呼ぶ)の秋の大祭である。

毎年十月十日(昔は陰暦十一月十日)に、同切畑村の人によつて奉納される。然し、最近では昭和三十九年に御神幸祭が執行され、それ以後はとどえてゐる。祭に祭礼だけは細々と続けられて、佐伯神樂が毎年奉納されている。

御神幸行列の順序

- 猿田彦 一名 (祇園組)
- 御神号旗 二名 (久土組)
- 五色御旗 十名 (細田組、尾岩組)
- 御弓 十名 (細田組、尾岩組)
- 鉄炮 十名 (細田組、尾岩組)
- 御籠 十名 (千井組、宮殿組)
- 御先乗騎馬 神職
- 大傘 一名 (久土組) 一乗馬の神職を傘に入れる
- 神台 二名 (千井組)
- 乙女 一名
- 大傘 一名 (石内組) 一乙女を傘に入れる
- 御子方 前染 (江良組、祇園組)
- 奉幣 一名 (祭員) 奉幣の役を司る

梅搦 一名 (祭員)

金幣 一名 (祭員)

真神 二名 (石内組)

千載樂 一名 (門田組)

御神輿 十六名 (石内組、久土組、門田組、細田組、平井組、尾岩組)

神輿台持 二名 (久土組)

鑾鏡組 二名 (久保組)

鉾持 二名 (石打組)

神主 騎馬

大傘 一名 (江良組) 一神主と入れらる

氏子徳代 駐在員

獅子 二頭 (江良組、門田組)

杖 一 (提内組)

踊 一 (門田組)

獅子方 後樂 (門田組)

一級氏子、崇敬者

神幸行列の概要

神殿に於ける神樂(佐伯神樂)の奉納が終ると、拜殿
横の広場で、前記御神幸の隊列が組まれ、整列が終ると
午前十一時いよいよ出発である。

獅子がミチガク(道樂?)を舞い、杖組がミチガクを
踏みながらお旅所の小学校に向かう。道中は約二料、道
行中は獅子方がミチガクを奏する。

道中の太鼓は七才から十三才位の子供(シヤクマ、白
鉢巻、袴、股引、白足袋、草鞋)が、撥と高く打ち振つ
て踊りながら太鼓を打つ。

お旅所は以前及番匠川原に御飯屋を設けていたが、出
水等と愛慮して、今は小学校の講堂である。

先登が学校に着くと門前からミチガクを踊り、お旅
庭に入ると正面に神輿を安置し、神輿の前で門田組の獅子
で獅子舞が始まる。中杖と大杖は杖遣いの途中イイタテ(後
揚)があり、区切で四人の杖遣いが中央に集り、腰をお
ろし杖を立てて休むと、神明に合せて踊り手がそのま
わりと踊りつ、まわる。それが退場すれば又杖遣いが始
まる。こればかり返され、踊り手は三四回おどる。

終れば一応解散するが、時間が少し下がり、講堂に移
された神輿の前で、佐伯神樂の奉納が三番ある。

翌日は靈巖祭、御遷幸(お祭り)は三番の神樂がすん
で十時に出発する。前日と同じ順序で行列が組まれ、神
社に遷幸後は神殿横の広場で、杖、神踊りと這うのイ
イタテだけで、そして拜殿では佐伯神樂が一巻奉納され
るのである。

杖の演枝

杖の演枝

杖の演枝

○演枝者

杖 十二名

大杖(オオダチ) 四名

中杖(ナカダチ) 四名

小杖(コダチ) 四名(ハナツエともいう)

右四名一組で、小杖より始まる。

○演枝の名称

小杖 表・裏

中杖 左方はな、八十八番・下がり

大杖 入祭・四方けり・引葉

エイトウ・ハヤリ・ハリーイ

○かけ声

イーヤーイー、イーヤーイー

エイトウ・ハヤリ・ハリーイ

中杖
イイタテ

- 1 トウサイ(東西)
- 2 それもこの杖と申するは、八十番手、表四十
四手、裏四十四手、合せて八十八手、誠に愛宕
山大権現にかけ
- 3 先だつて杖仔細の儀は如何
- 4 この杖と申するは、八十番手天竺天の河原より
杖仔細の儀うつて

大杖

- 1 トウサイ(東西)
- 2 それもこの杖と申するは、伊弉諾、伊弉冉尊
もたせたまえ賜わる この御杖にて、嶮神と申
するは、万民の爲、悪魔降伏退散を守り守らせ
たまえ賜は也
- 3 いろい谷中という中残らず御杖を持って打ち
殺あせる神のさちわい 尚深く仰ぐべし
- 4 かとう 房つき候こと日、大神の廣前に於い
て、五穀成実の爲として少し使い奉るつきもと
杖の幣切を結わえて候也。御杖の由未聞き度く
ば、伝受湯の巻にくわしく候、謹んでこの急る
事をかれ

祭日の卯の日豊熟祭で、お帰りである。

イイタテ

大杖

トウサイ

- 1 昭和四十、年十月十五日 八坂神社御神事並に
当村在中、豊熟祭にさいし、ふしよう神前とは
ばかり、神の御杖遣いに候。本日この社にて

東西南北と使い分くるなり。
廣技者と懸束

○杖

シヤクマ(馬毛製のかぶりもの)
白鉢巻

上衣 脊に白板の大麩斗と、袖口に薄赤の三角形
の襟標で紺地

胸当 紺地に白の梅鉾紋
カルサン 股引で紺地

袴 小杖は水、赤色、中大杖は黒、赤色の布を纏
なう、両端は房止め

上締 角帯

手甲 紺地に白の水玉襟標
脚絆 紺地に白の水玉襟標

黒足袋
草鞋

杖 小杖一七三種、大杖一七六種
杖の穿領 二名
西端に白色和紙の紙房(幣)をつける

羽織、袴、黒足袋、下駄 手に扇子を持つ
踊り手 着物は着流しでセンボカラゲ(着物の後)
裾を引き上げ帯にはさける(黒足袋、草履
標物)

唐団扇(トウウチワ) 一名
団扇は竹で、長丸にして竹の柄を通して紙
を貼り、團扇には紙房を五種ほど垂す。

長さ四百二十程程度で、表に白波、朝日の
昇る裏には昇龍の図を描いている。

御幣 一名、神の杖、米ほどの長さ、先に御幣を垂
らしている。

○扇子 数名 羽織袴 黒足袋 草履

○唄い手(神歌) 数名 服装前に同じ

○笛 五名 服装前に同じ

○鉦 三名

○太鼓 三名

○獅子(二頭) 六名 一頭に二名 股引、黒足袋

(註) 杖以外は、右に掲げた人数以上は、定められず人員はない。

杖の沿革

杖組は提内組によって奉納され、長子から長子へと受け継がへと受け継がれて来たが、杖についての記録は、何一つ残っていない。イイダテの中には「伝授湯巻にくわしく候」とあるが、それも紛失し行方知れずである。大正の初年に部落の古い書類を燃したのを知っている人が多く、この時に杖の資料も失われたのではないかと思われる。

参考資料として以県から無形文化財に指定されている弥生所植松の、愛宕神社に奉納される杖踊りの「荒川流杖口決相伝覚」の中に

古者 五十川と市左衛門ヨリ神前ニ而遣候様ニト、
市野瀬新兵衛方へ口決相伝也。被免無懈急愛宕権現
祭礼古定日ニ相勤ル者也。

正徳元年庚卯七月廿一日
五十川と市右衛門 弟子
市野瀬 新兵衛
新兵衛嫡子
市野 頼弥 三郎

五十川姓で杖を使うのは提内組だけで、この五十川と市右衛門は提内の人ではないかと思われる。また黒足袋「富屋雅現の祭礼に奉納される杖の伝授の資料」(巻之大事) (元禄元年)の中にも「切畑杖二本」とあり、かなり以前から提内の杖も違われていたものと思われる。

普通杖は杖踊りと云われているが、提内の杖は昔ながらの棒術で、杖がピユーとうなりを生じて、その勢いで幣が飛ぶ散り、勇壯活祭である。

昔は家の長男でなければ杖組には入れなかつたが、戦後はそれもなくなつた。

杖組は四名一組で、小杖、中杖、大杖とあり、大杖は何年か(きまりはない)勤めて退くと、その代りに中杖からくり上り、中杖は小杖から格上げされ、小杖には新入りか仲間入りする。

祭日の一か月前から、杖のナラシ(練習)にはいり、宰領二名を中心に杖を遣いた古考が教える。以前は産土神愛宕神社で毎夜続けてナラシをしていたが、公民館が出来てそこに変わった。初日は御神酒(みかみ)があり、毎晩お夜食が出る。夜食は婦人会が交代でこしらえる。

祭日の二日前には、拍子方の門田組と合同ナラシを区長定とする。この夜は御神酒と御馳走が出る。そして翌日の晩は区長定で幣切りをする。

水号 正談

ニペーシ上欄 終りの二行 削除(下欄あり)
ニペーシ下欄 右同人 三箇所 記入